

# 議題 1

令和4年度千葉市学校給食センターの予算  
及び事業計画について

令和4年度

千葉県学校給食センターのあらまし



加曾利貝塚 PR 大使  
かそりーぬ

千葉県教育委員会学校教育部保健体育課

— 目 次 —

NO.	項 目
1	学校給食の目的、目標について
2	管理運営組織について
	(1) 組織図
	(2) 所掌事務
	(3) 給食センターの概要及び職員数等
	(4) 学校給食費
3	千葉県学校給食センター運営委員会について
	(1) 運営委員会
	(2) 委員名簿
4	令和4年度千葉県学校給食センターの予算及び事業計画について
	(1) 特別会計予算
	(2) 年間事業計画
	(3) 学校別生徒数及び教職員数
5	千葉県学校給食センター設置管理条例
6	千葉県学校給食センター運営委員会規則

# 1 学校給食の目的、目標について

〔学校給食法〕

(この法律の目的)

**第一条** この法律は、学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであることにかんがみ、学校給食及び学校給食を活用した食に関する指導の実施に関し必要な事項を定め、もつて学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を図ることを目的とする。

(学校給食の目標)

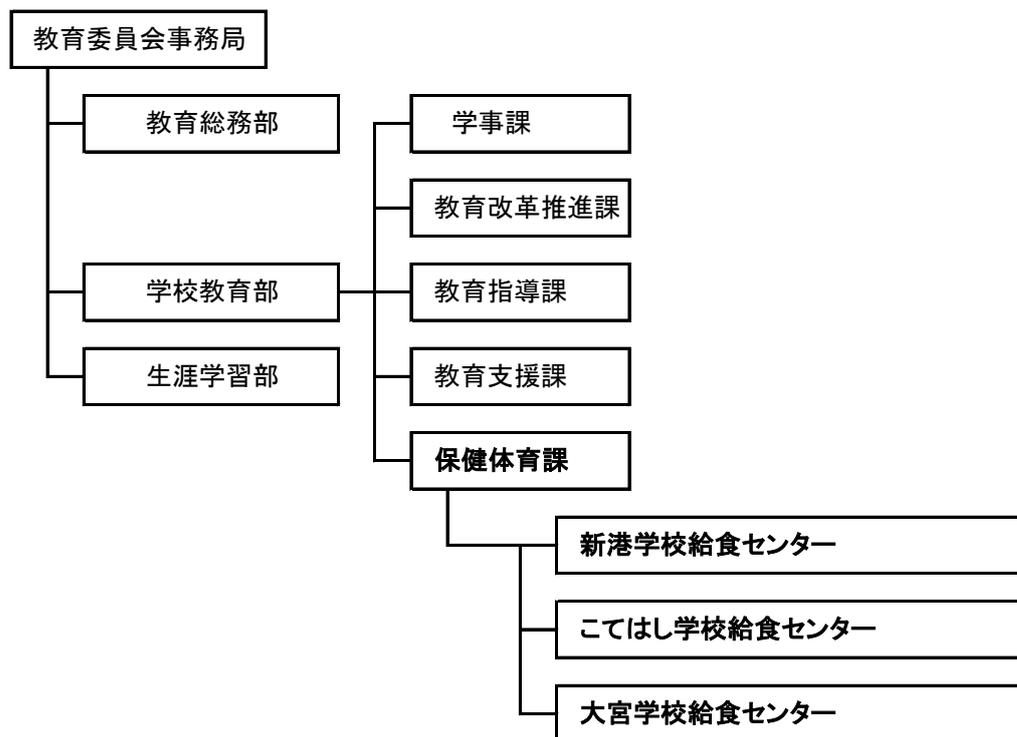
**第二条** 学校給食を実施するに当たっては、義務教育諸学校における教育の目的を実現するために、次に掲げる目標が達成されるよう努めなければならない。

- 一 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。
- 二 日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。
- 三 学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。
- 四 食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 六 我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。
- 七 食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。

平成27年 6月24日公布  
平成28年 4月 1日施行

## 2 管理運営組織について

### (1)組織図



### (2)所掌事務(抜粋)

#### <保健体育課>

① 学校給食の栄養及び衛生
② 給食扶助費
③ 給食設備の整備
④ 学校給食センターの整備
⑤ 給食室設備台帳
⑥ 学校給食センターの予算及び経理
⑦ 学校給食費の徴収(学校給食センターの所管に属するものを除く。)
⑧ 賄材料の調達(学校給食センターの所管に属するものを除く。)
⑨ 学校給食センター運営委員会
⑩ 学校給食センターとの連絡及び調整

#### <学校給食センター(3類事業所)>

① センターの庶務
② 施設設備の維持管理
③ 食数
④ 栄養及び献立
⑤ 賄材料の調達及び検収
⑥ 調理業務
⑦ 配送
⑧ 衛生管理

### (3) 給食センターの概要及び職員数等

センター名	新 港	こてはし	大 宮
方 式	PFI事業	PFI事業	長期包括委託
給食開始	平成22年10月～	平成29年4月～	平成17年4月～
受持校数	20校	14校	23校
最大供給食数	10,000食／1日	8,000食／1日	11,000食／1日
配 送 車	12台	8台	12台
職 員 数	学校給食アドバイザー 1名	学校給食アドバイザー 1名	学校給食アドバイザー 1名
	主査1名	主査1名	主査1名
	栄養教諭 1名 栄養士 5名 (うち2名育休取得)	栄養士 5名 (うち1名育休取得)	栄養教諭 1名 栄養士 4名 (うち1名育休取得)
	6名	6名	6名

### (4) 学校給食費

		学校給食費	物価高騰対応分	合 計
1 食 あ た り	中学校	320円	18円	338円
	小学校(新宿小分教室)	288円	16円	304円
	高等特別支援学校	320円	18円	338円

### 3 千葉市学校給食センター運営委員会について

#### (1) 運営委員会

千葉市学校給食センター運営委員会は、千葉市学校給食センター設置管理条例第4条の規定に基づき、学校給食センターの運営に関する事項について審議するため、設置する。

運営委員は15名以内（千葉市学校保健会理事、PTAの代表者、市保健所長、市立学校長、知識経験を有する者）で構成されている。

#### (2) 委員名簿

任期 令和4年7月1日から令和6年6月30日まで  
(令和4年7月1日現在)

NO	氏名	所属及び役職名	備考
1	石井良和	公益社団法人 千葉県栄養士会元理事	
2	江波戸正子	千葉市PTA連絡協議会副会長	
3	大野定行	千葉市学校保健会理事 (千葉市薬剤師会副会長)	
4	大濱洋一	一般社団法人 千葉市医師会副会長	
5	荻原洋	千葉市小中学校長会 (千葉市立幸町第一中学校長)	
6	小関広行	公益財団法人 千葉県学校給食会常務理事	
7	榊原英記	千葉市小中学校長会 (千葉市立幕張小学校長)	新任
8	宮崎美穂	千葉市PTA連絡協議会副会長	新任
9	村中智重子	千葉市学校保健会理事 (千葉県栄養教職員会会長)	新任
10	山口淳一	千葉市保健所長	

(五十音順、敬称略)

#### 4 令和4年度千葉市学校給食センターの予算及び事業計画について

##### (1)学校給食事業特別会計

##### 1 歳入

単位：千円

目	節(細節)	学校給食センター	学校給食センター		
			新 港	こてはし	大 宮
事業収入	給食費収入	1,270,655	440,901	344,569	485,185
繰入金	繰入金				
雑入	雑入				
国庫支出金	人件費収入(教育給与課収入)				
合 計		1,270,655	440,901	344,569	485,185

##### 2 歳出

単位：千円

目	節(細節)	学校給食センター	学校給食センター		
			新 港	こてはし	大 宮
総務費	報酬	11,631			
	旅費	263	43	112	108
	需用費				
	(消耗品費)	1,200	372	419	409
	(燃料費)	118	36	46	36
	(食糧費)	2			
	(印刷製本費)	1046			
	役務費				
	(通信運搬費)	570	200	194	176
	(手数料)	237			
	委託料	3,858	1,080	1,714	1,064
	使用料及び賃借料	841	271	299	271
	負担金、補助及び交付金	283	157	109	17
	公課費	4,097			
計		24,146	2,159	2,893	2,081
事業費	需用費(消耗品費)				
	需用費(賄材料費)	1,433,117	500,220	387,359	545,538
	委託料	1,283,919	426,027	333,499	524,393
	計	2,717,036	926,247	720,858	1,069,931
予備費	予備費	1,000			
合 計		2,742,182	928,406	723,751	1,072,012

※平成30年度から名称が「学校給食センター事業特別会計」から「学校給食事業特別会計」へ変更。

表左：特別会計のうち学校給食センター事業経費を記載。うち、振り分けられるものを各センターへ記載。



(3) 学校別生徒数及び教職員数

(令和4年5月1日現在)

	学校名	生徒数	教職員数	計
新港学校給食センター	緑町中	398	28	426
	小中台中	831	47	878
	新宿中	494	33	527
	蘇我中	897	51	948
	轟町中	370	28	398
	千草台中	220	22	242
	幸町第一中	159	19	178
	幕張西中	656	37	693
	都賀中	360	27	387
	高浜中	216	22	238
	幸町第二中	350	26	376
	稲浜中	320	25	345
	打瀬中	732	39	771
	稲毛高校附属中	159	14	173
	稲毛国際中等教育学校	160	9	169
	真砂中(相談教室含む)	540	39	579
	磯辺中	481	28	509
	高洲中	395	27	422
	高等特別支援学校	93	43	136
	新宿小分教室	154	9	163
	<b>計 20校</b>	<b>7,985</b>	<b>573</b>	<b>8,558</b>
こてはし学校給食センター	花園中学校	880	49	929
	犢橋中学校	209	19	228
	幕張中学校	490	31	521
	稲毛中学校	697	37	734
	こてはし台中学校	268	20	288
	さつきが丘中学校	239	22	261
	草野中学校	472	30	502
	みつわ台中学校	496	31	527
	緑が丘中学校	464	30	494
	天戸中学校	316	24	340
	山王中学校	606	40	646
	朝日ヶ丘中学校	259	22	281
	幕張本郷中学校	550	32	582
	花見川中学校	317	30	347
	<b>計 14校</b>	<b>6,263</b>	<b>417</b>	<b>6,680</b>

	学校名	生徒数	教職員数	計
大宮学校給食センター	加曾利中学校	422	28	450
	末広中学校	244	24	268
	葛城中学校	475	28	503
	椿森中学校	326	28	354
	生浜中学校	651	39	690
	誉田中学校	537	34	571
	松ヶ丘中学校	375	30	405
	白井中学校	96	15	111
	更科中学校	34	12	46
	川戸中学校	162	21	183
	土気中学校	178	19	197
	千城台西中学校	293	28	321
	星久喜中学校	261	31	292
	大宮中学校	126	15	141
	千城台南中学校	240	19	259
	若松中学校	670	38	708
	貝塚中学校	588	33	621
	越智中学校	136	18	154
	泉谷中学校	492	33	525
	土気南中学校	398	28	426
	有吉中学校	748	40	788
	大椎中学校	455	31	486
	おゆみ野南中学校	749	44	793
	<b>計 23校</b>	<b>8,656</b>	<b>636</b>	<b>9,292</b>

合計	学校数	生徒数	教職員数	計
	<b>57校</b>	<b>22,904</b>	<b>1,626</b>	<b>24,530</b>

# 千葉県学校給食センター設置管理条例

昭和42年7月10日

条例第37号

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、本市は、千葉県学校給食センター（以下「給食センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 給食センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
千葉県新港学校給食センター	千葉県美浜区新港62番地
千葉県こてはし学校給食センター	千葉県花見川区三角町782番地
千葉県大宮学校給食センター	千葉県若葉区大宮町1068番地2

(昭和54条例35・昭和57条例39・平成3条例49・平成17条例24・平成29条例22・一部改正)

(事業)

第3条 給食センターは、学校給食法（昭和29年法律第160号）第2条に定める目標を達成するため、千葉県立小学校及び中学校の学校給食用物資の調達、調理、輸送その他必要な事務及び事業を行う。

(運営委員会)

第4条 給食センターの運営に関する事項について審議するため、千葉県学校給食センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

(組織)

第5条 運営委員会は、委員15名以内をもって組織する。

(委嘱又は任命)

第6条 委員は、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(任期)

第7条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

(職員)

第8条 給食センターに必要な職員を置く。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、給食センターの管理及び運営に関し、必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して3月以内において教育委員会規則で定める日から施行する。

(平成 17 条例 24・旧附則・一部改正、平成 29 条例 22・旧第 1 項・一部改正)

(昭和 42 年教委規則第 2 号で昭和 42 年 7 月 10 日から施行)

附 則 (昭和 54 年 6 月 20 日条例第 35 号)

この条例は、昭和 54 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 57 年 9 月 22 日条例第 39 号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和 57 年規則第 42 号で昭和 57 年 11 月 1 日から施行)

附 則 (平成 3 年 12 月 13 日条例第 49 号)

この条例は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 17 年 3 月 22 日条例第 24 号)

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 22 年 9 月 8 日条例第 92 号)

この条例は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 29 年 3 月 21 日条例第 22 号)

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 3 年 3 月 22 日条例第 14 号)

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

# ○千葉県学校給食センター運営委員会規則

昭和 42 年 7 月 10 日

教委規則第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、千葉県学校給食センター設置管理条例（昭和 42 年千葉県条例第 37 号。以下「条例」という。）第 4 条の規定により設置された千葉県学校給食センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(昭和 45 教委規則 6・全改)

(運営委員会の委員)

第 2 条 条例第 6 条の規定により教育委員会が委嘱し、又は任命する運営委員会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから委嘱し、又は任命する。

- (1) 千葉県学校保健会理事
- (2) PTA の代表者
- (3) 市保健所長
- (4) 市立学校長
- (5) 知識経験を有する者

(昭和 45 教委規則 6・旧第 5 条繰上・一部改正、昭和 63 教委規則 6・平成 12 教委規則 9・平成 13 教委規則 4・一部改正)

(運営委員会の役員)

第 3 条 運営委員会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名
  - (2) 副会長 1 名
- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(昭和 45 教委規則 6・旧第 6 条繰上)

(運営委員会の招集)

第 4 条 運営委員会は、必要のつど会長が招集する。

- 2 運営委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 運営委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(昭和 45 教委規則 6・旧第 7 条繰上)

(運営委員会の庶務)

第5条 運営委員会の庶務は、学校教育部保健体育課において処理する。

(昭和45教委規則6・旧第8条繰上、平成30教委規則1・一部改正)

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか運営委員会に関し必要な事項は、教育長が定める。

(昭和45教委規則6・全改)

附 則

この規則は、条例施行の日から施行する。

附 則 (昭和45年9月30日教委規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和63年3月30日教委規則第6号)

この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年6月27日教委規則第9号)

この規則は、平成12年7月1日から施行する。

附 則 (平成13年3月22日教委規則第4号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月26日教委規則第1号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。